

平成20年3月14日
経済産業省

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の改定について

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の改定について、平成20年3月14日に閣議決定が行われました。

1. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針

現行の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）に基づき、平成12年9月に閣議決定されたものであり、特定放射性廃棄物の処分の基本的方向等を記載しています。

今般の同法の改正により、原子力発電環境整備機構が行う処分の対象に、長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）※の一部等が追加されたことを踏まえ、改定を行うものです。

<改定の主な概要>

- 最終処分法の改正に伴い、TRU廃棄物に関する規定を追加。
- 処分事業に係る安全規制の整備を踏まえ、関連する記述を改正。
- 処分事業の必要性や喫緊性を強調。
- 処分に係る技術開発の連携・協力等について規定を追加。
- 国民全般との相互理解を深めるための活動の内容を明確化。
- 電源三法交付金制度に基づく地域支援措置等について明示。

※ 長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）：使用済燃料の再処理等の工程で発生する、ウランよりも原子番号の大きい元素（Trans-Uranium）を含む廃棄物

2. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画

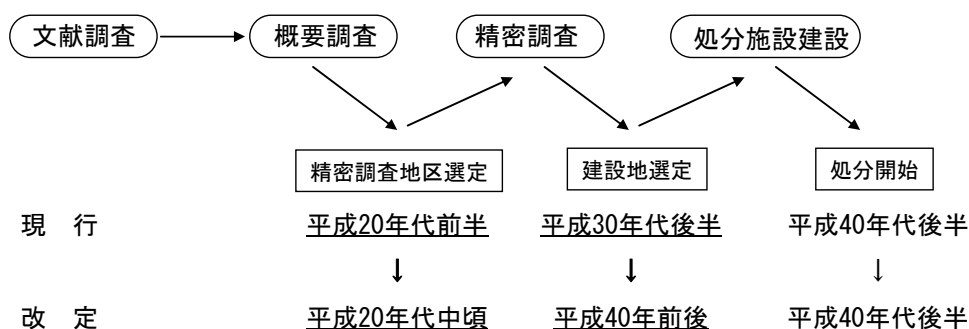
現行の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」は、最終処分法に

に基づき、平成17年10月に閣議決定されたものであり、特定放射性廃棄物の量及びその見込みや、概要調査地区等の選定期間、処分施設の規模等を記載しています。

今般の最終処分法の改正により、原子力発電環境整備機構が行う最終処分の対象にTRU廃棄物の一部等が追加されたことを踏まえ、改定を行うものです。

<改定の主な概要>

- 法改正に伴い、TRU廃棄物の発生量等に関する規定を追加。
- 処分事業に係る安全規制の整備を踏まえ、関連する記述を改正。
- 最新の状況を考慮して、概要調査地区等の選定期間の目途を改定。



3. 今までの経緯

- 2月 6日 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会了承
- 2月18日 原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
- 2月26日 原子力委員会から答申
- 3月 3日 原子力安全委員会から答申

4. 今後のスケジュール

- 閣 議 平成20年3月14日(金)
- 公 布 平成20年3月21日(金)
- 施 行 平成20年4月 1日(火)

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物等対策室

担当者：大浅田補佐、廣田係長

電 話：03-3501-1511 (内線 4781~4)

03-3501-1992 (直通)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針

〔平成20年3月14日〕
閣議決定

特定放射性廃棄物には、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物を固型化した物及び代替取得により取得した物（以下「第一種特定放射性廃棄物」という。）と、当該使用済燃料の再処理等に伴い、使用済燃料等によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物であって、長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるもの（以下「第二種特定放射性廃棄物」という。）とがある。

これらの特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するため、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終処分することが必要である。

最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであるとともに、極めて長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要である。また、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定や最終処分の実施を円滑に実現していくためには、概要調査地区等の選定に係る関係住民及び国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要がある。さらに、これまでの原子力発電の利用に伴い、既に特定放射性廃棄物が発生していることから、速やかに概要調査地区等の選定に着手し、着実に最終処分事業を進めていく必要がある。

そのため、国、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者（以下「発電用原子炉設置者等」という。）その他関係研究機関が適切な役割分担と相互の連携の下、関係住民及び国民の理解と協力を得ながら、それぞれの責務を果たしていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、必要な事項を定めるものである。

なお、最終処分事業が極めて長期にわたる事業であることから、本基本方針は、今後の技術の変化等、事情の変更に応じて、所要の見直しを行うものとする。

第1 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向

第一種特定放射性廃棄物は、固型化した当初は放射能が非常に高く

発熱量も高い状態にあるが、時間の経過とともに放射能が減衰し発熱量も減少することから、30年から50年間程度貯蔵した後、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。

第二種特定放射性廃棄物は、第一種特定放射性廃棄物と比べて、その放射能及び発熱量は相対的に低いものの、当該放射能の減衰に長期間を要するため、固型化し、又は容器に封入した上で、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。

機構は、貯蔵期間を終了した特定放射性廃棄物を円滑に最終処分することができるよう、適切な時期までに十分な規模及び年間処分能力を有する最終処分施設を設置し、当該施設において安全かつ確実に最終処分を行うものとする。

第2 概要調査地区等の選定に関する事項

機構は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下「法」という。）の規定に従い、概要調査地区等の選定を行うものとする。この際、概要調査地区の中から精密調査地区を、精密調査地区の中から最終処分施設建設地を選定するものとする。

国は、機構による概要調査地区等の選定過程を監督するとともに、機構の申請を受けて概要調査地区等の所在地を最終処分計画に定めようとするときには、当該概要調査地区等を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

なお、概要調査地区等の選定主体は機構であるが、国は特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、発電用原子炉設置者等は特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有する立場から、機構が行う概要調査地区等の選定に積極的に協力することが必要である。

第3 概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項

概要調査地区等の選定においては、関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、そのためには、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要である。

機構、国及び発電用原子炉設置者等は、相互理解促進活動や情報公開を行うに当たっては、生活様式や居住環境が地域や人によって異なることを踏まえ、説明会の開催、図書館や公的集会所への資料の陳列、広報紙や広告等への掲載やインターネットの活用等、情報へのアクセス手段を多様化し、より多くの人々が必要な情報を入手できるようにすることが重要である。また、求められる情報の提供に誠実に対応するとともに、情報が正確であるだけでなく、情報を受け取る側にとっ

てわかりやすいものとするに努力する必要がある。

機構は、概要調査地区等の選定に関し、それぞれ文献調査、概要調査及び精密調査の結果や選定の理由等を記載した報告書の作成や縦覧、報告書の内容を周知させるための関係都道府県内における説明会の開催を行うほか、報告書の内容について意見書を提出する機会の設定等、関係住民の意見を聴く機会を設け、その反映に努めることが必要である。

国は、機構から得た選定に関する情報、最終処分に関する技術的情報等を含め、特定放射性廃棄物の最終処分に関する必要かつ十分な情報の公開に努めるとともに、その政策的位置づけや安全性の確保のための取組を明確にし、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策に対し、関係住民の理解を得るよう努めるものとする。また、国及び関係地方公共団体は、機構による概要調査地区等の選定にあたり、十分な情報交換を行うとともに、円滑な意思疎通を行うよう努めることが必要である。

発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分に関する関係住民の理解を得るための活動を、機構及び国と連携しつつ、実施することが必要である。

第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項

最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとする。

最終処分に当たっては、機構は、実施主体として安全性の確保を最優先し、確実な実施を図るものとする。また、機構の最終処分業務に充てられる拠出金は、電力消費者が電力料金の原価への算入を通じて負担し、発電用原子炉設置者等が納付する、公共性の高い資金であることから、機構は、安全性の確保の前提の下、経済性及び効率性にも留意して事業を行う必要がある。加えて、最終処分事業は極めて長期間にわたることから、機構は技術等の変化に柔軟かつ機動的に対応できる体制であることが必要である。

国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を担う立場から、その政策的位置づけを明確にしつつ、機構に対して法律と行政による監督と規制を行うものとする。国は、最終処分に関する安全の確保のための規制に関する法律を整備したところであり、その他規制に関する事項について、原子力安全委員会における検討等を踏まえつつ、適切な時期に整備し、これらの法律等を厳正に運用することが必要である。

る。その際、国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する安全性の確保のための取組について、情報の公開に努め、国民との相互理解を深めるように努めるものとする。

発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、法に基づき拠出金を納付する義務を負うほか、特定放射性廃棄物の機構への適切な引渡、機構に対する人的及び技術的支援等を行うことが必要である。

第5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項

特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発のうち、機構は、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を担当するものとし、国及び関係研究機関は、最終処分の安全規制・安全評価のために必要な研究開発、深地層の科学的研究等の基盤的な研究開発及び地層処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等を積極的に進めていくものとする。当該技術開発等の成果については、最終処分事業や国の安全規制において有効に活用されることが重要である。このため、国及び関係研究機関は、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に当該技術開発等を進められるよう連携及び協力するものとする。

さらに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する研究開発も進めていくことが重要である。また、国は、最終処分に関する研究者や技術者を養成し、確保する方策について、関係研究機関と協力しつつ、検討していくことが重要である。

第6 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

最終処分事業は、概要調査地区等に係る関係住民のみならず、原子力発電の便益を受ける国民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、国、機構、発電用原子炉設置者等及び関係研究機関は、相互に連携しつつ、特定放射性廃棄物の最終処分その他原子力に関する、広報の充実、強化及び必要かつ十分な情報公開に努めるものとする。

国は、最終処分に関する知識を普及し、国民の関心を深めるため、エネルギー、原子力、放射性廃棄物に関する広報や教育、学習の機会を増やすものとする。具体的には、例えば、シンポジウムや説明会の開催、広報素材による情報提供、教育機関に対する情報提供、専門家の派遣、深地層の研究施設等を活用した学習機会の提供が必要である。

機構は、最終処分事業の必要性や安全性等について、国民の理解を

得るため、広報誌による情報提供や、様々な広告媒体を通じた広報活動等、幅広い相互理解促進活動を行う必要がある。

発電用原子炉設置者等は、原子力に関する広報に努めるとともに、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分等に関し、PR施設の活用や様々な広告媒体を通じた広報活動等を実施し、国民の理解を得るための活動に積極的に取り組むことが必要である。

関係研究機関は、最終処分の安全性、信頼性について、分かりやすい情報発信に努めるとともに、深地層の研究施設等においては、当該研究施設や研究開発の内容の積極的な公開等を通じて、特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民との相互理解促進に貢献していくことが重要である。

さらに、最終処分事業に関心を有する地域及びその関連する地域においては、国、機構及び発電用原子炉設置者等が、相互に連携しつつ、それらの地域の関係住民に対して、最終処分の安全性、概要調査地区等の選定に係る手続きや最終処分事業と地域との共生等について、きめ細かな相互理解促進活動を行うことが重要である。

また、機構及び国は、最終処分業務に必要な費用として拠出金を徴収することについて、国民の理解を得られるよう、拠出金の算定根拠を明らかにするものとする。

第7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項

機構が行う最終処分事業は、原子力の推進を通じて、国民全般に利益をもたらすものである。また、当該事業は、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要である。そのため、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金等の地域支援措置を講じ、地域の振興に資することが重要である。機構は、最終処分事業と地域との共生について、関係地方公共団体が地域の特性をいかした多様な方策を主体的に検討することができるよう協力することが重要である。また、国及び発電用原子炉設置者等は、その実施に当たり、機構と一体となって総合的に取り組むことが必要である。また、機構は、最終処分事業の実施に当たっては、機構と関係住民との様々な交流を積極的に図り、機構と地域の一体感を深めるよう努めることが重要である。

国は、最終処分事業が長期にわたる事業であることにかんがみ、経済事情の変化、技術進歩や安全規制体系の整備等による事情の変更等に的確に対応できるよう、最終処分業務に必要な費用の見直しを柔軟に行うこととする。また、国は、最終処分積立金が安全かつ確実に運

用され、かつ、確実に最終処分業務の実施に充てられるよう、指定法人を指導、監督するものとする。

国及び関係研究機関は、最終処分の負担軽減等を図るため、長寿命核種の分離変換技術の研究開発について、国際協力、国際貢献の視点等も加味するとともに、定期的な評価を行いつつ、着実に推進することが必要である。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画

〔平成20年3月14日〕
閣議決定

第1 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み

1 第一種特定放射性廃棄物の量及びその見込み

- (1) 平成11年12月31日以前の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、約13,300本と見込まれる。
- (2) 平成12年1月1日から平成18年12月31日までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、約7,100本と見込まれる。
- (3) 平成19年1月1日から平成28年12月31日までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、電気事業法第29条第1項の規定により経済産業大臣に届け出られた供給計画（平成19年度）等を基礎として算定した結果、代替取得を行った場合、以下の表のとおりと見込まれる。

年 (平成)	左欄の年における発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量の見込み（本）
19	約1,100
20	約1,100
21	約1,200
22	約1,300
23	約1,300
24	約1,400
25	約1,400
26	約1,500
27	約1,600
28	約1,500

- (4) 平成29年以降の各年における発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量を平成28年と同程度という前提をおいた場合、それぞれ当該時点までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量の総量は、平成33年頃には約4万本に達するものと見込まれる。

- (5) これまでの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生じた第一種特定放射性廃棄物の国内での貯蔵量は、平成19年3月31日時点で、1,551本である。

2 第二種特定放射性廃棄物の量及びその見込み

- (1) 平成19年12月31日以前の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量は、約4,100m³と見込まれる。
- (2) 平成20年1月1日から平成29年12月31日までの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第4条の規定により経済産業大臣に届け出られた事項（平成19年度）等を基礎として算定した結果、代替取得を行った場合、以下の表のとおりと見込まれる。

年 (平成)	左欄の年における発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量の見込み (m ³)
20	約100
21	約200
22	約200
23	約300
24	約300
25	約400
26	約400
27	約400
28	約400
29	約400

- (3) 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量の総量は、現在の再処理施設等の操業計画等を勘案すると、約18,100m³と見込まれる。
- (4) これまでの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生じた第二種特定放射性廃棄物の国内での貯蔵量は、平成19年3月31日時点で、約3,231m³である。

第2 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項

- 1 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量
前号の特定放射性廃棄物の最終処分は、平成40年代後半を目途

として開始する。

現在建設中の六ヶ所再処理施設の本格稼働時における第一種特定放射性廃棄物の年間発生量等を勘案し、最終処分の開始後、最終処分される第一種特定放射性廃棄物の量は、年間約1千本とする。

また、最終処分の開始後、最終処分される第二種特定放射性廃棄物の量は、当該最終処分の開始時点において貯蔵されている第二種特定放射性廃棄物の量や、それ以降の第二種特定放射性廃棄物の発生量等を勘案し、操業期間中にそれらの廃棄物を計画的に最終処分することができる量とする。

2 最終処分施設の規模及び能力

一施設当たりの第一種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模は、4万本以上の第一種特定放射性廃棄物を最終処分することができる規模とする。

必要とされる第一種特定放射性廃棄物の最終処分施設の能力は、年間約1千本の第一種特定放射性廃棄物を最終処分することができる能力とする。

また、一施設当たりの第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模は、19,000 m³以上の第二種特定放射性廃棄物を最終処分することができる規模とする。

必要とされる第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の能力は、当該最終処分の開始時点において貯蔵されている第二種特定放射性廃棄物の量や、それ以降の第二種特定放射性廃棄物の発生量等を勘案し、操業期間中にそれらの廃棄物を計画的に最終処分することができる能力とする。

第3 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

概要調査地区等の選定については、おおむね、次のような計画に従い、行うものとする。なお、第一種特定放射性廃棄物と第二種特定放射性廃棄物をそれぞれ別の最終処分施設建設地で最終処分する方法も、また、同一の最終処分施設建設地に併置して最終処分する方法も可能である。原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、関係住民の理解を前提に、概要調査地区等の選定過程を通じて、処分する方法を決定するものとする。

- 1 機構は、文献調査を実施した後、概要調査を実施し、平成20年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成40年前後を目途に最終処分施設建設地を選定するものとする。
- 2 機構は、最終処分施設建設地において、別に法律で定める安全の確保のための規制に従い、最終処分施設を建設し、平成40年代後

半を目途に最終処分を開始するものとする。

第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離する「多重バリアシステム」により実施するものとする。

最終処分の実施の方法の詳細、最終処分施設の閉鎖までの期間及び閉鎖後の措置等については、最終処分の安全の確保のための規制に関する法律が整備されたことやその他規制に関する検討等を踏まえ、決定していくものとする。

国は、引き続き、最終処分に関する安全の確保のための規制に関する事項について、原子力安全委員会における検討等を踏まえつつ、適切な時期に整備していくものとする。

第5 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関し必要な事項

国、関係研究機関及び機構は、それぞれの役割分担を踏まえつつ、密接な連携の下、概要調査地区等の選定に関する計画を勘案し、特定放射性廃棄物の最終処分にかかる研究開発を着実に進めていくこととする。

機構は、最終処分の実施については最新の知見を十分反映して行うものとする。